

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（第4回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成17年11月8日（火） 午後6時30分～8時21分
開催場所	小金井市役所801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 市民参加条例運用状況等について (1) 条例第20条第1項の規定に基づく提言の取扱いについて (2) 小金井市まちづくり条例（案）のパブリックコメント実施に係る要望書について (3) その他 3 次回推進会議の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	(1) 市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言について（案） (2) 市民参加推進会議における審議事項 (3) 小金井市まちづくり条例（案）のパブリックコメント実施に関しての小金井市まちづくり条例策定委員会委員有志の見解
その他	

#### 第4回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成17年11月8日(火) 午後6時30分～午後8時21分

場 所 小金井市役所801会議室

出席委員 12人

委員長 室井敬司 委員

副委員長 水谷多加子 委員

井村 穰 委員 木村 雄喜 委員

土井 利彦 委員 野瀬 ふみ子 委員

大賀 英二 委員 増田 章夫 委員

森田 真希 委員 尹 龍澤 委員

吉岡 伸一 委員 松永 明 委員

欠席委員 0人

---

事務局職員

企画課長 伊藤 茂男 企画課長補佐兼企画調整係長 川合 修

企画課主査 三浦 真 企画課企画調整係主事 高橋 弘樹

---

傍聴者 0人

(午後6時30分開会)

◎室井委員長 それでは、皆さんこんばんは。早いものでもう4回目の市民参加推進会議ということになりました。次第に従いまして市民参加条例運用状況等についてを行いたいと思います。

ご案内のとおり、議題の1が市民参加条例運用状況等についてということでございます。

まず最初に、本日の推進会議の進行につきまして、確認をしたいと思います。まず第1が、次第の2の(1)条例第20条第1項の規定に基づく提言の取扱いについてを協議したいと思います。

◎土井委員 ちょっとすみません、きょう一番最初の前にパブリックコメントの実施に関してのというのが来ていますけれども、実は今委員長がおっしゃったのは、どちらかというとなんか形式的な市民参加の問題だと思えますが、実はこの問題は、市民参加をしていた条例案策定が市民参加の原案とか、策定委員の原案が一切と言っていいほど省みられることなくパブリックコメントに出てきたという経緯がありまして、この問題を後ほど結構ですから、その他という形で取り上げていただきたいと思えます。

◎室井委員長 今、土井委員の方からそういう発言がございましたので、多分、事務局の方もそういうことかということで、資料の方はこれはお配りいただいているわけですね。ということで、それについても皆様の同意が得られれば、触れていきたいと思えます。とりあえず、ま

ず第1の条例第20条第1項の規定に基づく提言の取扱いについてということで、これはやっぱりどうしても重要なことなものですから、先に結論を出したいと思います。

前回、7月5日開催の第3回推進会議で、議員が附属機関等の委員に就任することについてということで審議をし、結論を出しました。その際に、提言として市長に提出するため、文章化し、各委員に確認後、委員長が届けるということになっていました。

ところで、ご承知のように、提言について文章化したものは、今回の委員会の招集通知とともに送られてきており、まだ各委員の承認を得ていないという状況でございます。

そこで、この委員会で審議し、その都度必要があれば提言するかどうかという問題ですね。この前のは、一つのことについての結論が出て、そこで委員長が皆様委員の承認を得て市長に提言するということでしたけれども、そのような形で個別案件ごとにやるのかということ。もう少しつけ加えますと、緊急性があるものは別ですが、任期2年の中で区切りとして1年ごとにまとめて提言したらどうかというふうに考えるところでございます。その点意見があるかと思いますが、個別的に決まった段階で提言をしていくということになりますと、市長の方もその都度対応をということもしづらいかないと思ったりいたしまして、まとめた方が整理して実現できるものは実現していただくという形になるのではないかと思いますけれども、これは皆様方の、委員の方のご意見を踏まえて結論を出したいと思いますので、提言の時期について発言があればお願いしたいと思います。

◎大賀委員 個別案件ごとにか、1年ごとにかということについてですか。

◎室井委員長 そうですね。

◎大賀委員 その前に、ちょっとその前提になるその任期が2年ですよ。2年ということは2回提言するということになりますね。1年ごとにとということになりますと。

◎室井委員長 そうですね。

◎大賀委員 私たちの任期というのは、いつ始まっていつ終わることになっていると理解したらよろしいでしょうか。ちょっとその辺もう一度ちょっと事務局の方に確認させてください。

◎室井委員長 それは多分明確になっているのではないかと。

◎企画課長 推進会議の委員の任期につきましては、条例の第22条に委員の任期は2年とするということになっておりますので、辞令を交付いたしましたのが平成17年1月27日になっております。ですから、その2年後ということなので、平成19年1月26日までが1期目の任期になります。

◎大賀委員 わかりました。ということは、今までの実績から言うと、きょうが4回目ですか。

◎室井委員長 そうです。

◎大賀委員 そうですね。来年の1月で1年目が終わることなので、年に4回実質的にこれまでやってきたわけで、年4回で1回の答申を出すのか、それとも1回ごとに審議してその都度出せるのかという選択肢になろうかと思うんですが、私は後者の方がいいのではないかと

うふうに思います。

◎室井委員長 後者というのはその回ごとということですね。

◎大賀委員 そうですね。1回ごとに、もしその提言がまとまるようであれば、その都度出してまいったらいいのではないかと。

◎室井委員長 ちょっとその発言の中で、年に4回と言われましたけども、それはちょっと微妙なところでして、今年4回というのはその前年度の分が2回と今年度が2回、もしかしたらもう一回今年度分を開催できるかという状況なので、回数はちょっと4回かわかりませんが、今、大賀委員が言われたことは、その都度ということでございますね。それ以外の委員の方、何かご意見等ございますでしょうか。

◎土井委員 私もその都度の方がいいと思う。というのは、年に1回となりますと、実は市民参加の問題というのは、かなり流動的にいろいろ動く問題があります。そうすると、実は熱いうちに打たなくて、冷め切った段階で提言が出てくるという可能性というのは非常に多いものですから、なるべくそのことが問題になっている段階、そういうレベルで提言できるようにした方がいいだろうなと思っています。

◎室井委員長 私たち、私の理屈でいけば、緊急性があればそれは当然その都度というふうには考えているわけですが、そういう判断をせずにすべてその都度というご意見ですか。

◎土井委員 できればその方がいいと思います。

◎室井委員長 はい。わかりました。ほかにご意見ございますでしょうか。

◎吉岡委員 提言を受ける立場でなくて、委員でもあるんですけども、やっぱり受ける立場として、緊急性のあるもの以外、あるものは別ですが、提言を受けて、その提言の趣旨に沿った形でその他の制度を変えて改善をしていくということになれば、個々個別に委員会の開催ごとにご提言をいただくような形の一つの区切りで数件にわたることもあるでしょうけど、まとまった形でご提言をいただければ、受ける側としてはそれはまた横断的にそういうときに対応できる部分があるかと思しますので、できれば委員任期2年ですけど、1年もしくは2年にまとめてご提言をいただいた方がよろしいのかなというふうには私は思いますけど。

◎室井委員長 そういうご意見いただきました。私もそう思っていたんですけども、皆様方のご意向で決めることでもございますので。ほかにご意見ありますか。

土井委員が言われたように、実質的にはその本当に緊急性があつて必要であれば、その都度ということもございますわけでありまして、その都度といいましても年に2回か3回ですからね、どっちにしてもそれほどの間隔で出せるわけじゃないんですけども、1年ごとという提案をさせていただいたんですが、ほかの委員の方いかがでしょうか。

◎井村委員 ちょっと質問していいですか。

◎室井委員長 どうぞ。

◎井村委員 ちなみに、先ほど提言の時期の話ありましたけど、今回の場合は、この1月終了時点で2月ぐらいに例えばこの内容とかが提言されるということになるわけですか。このまま

いくと。年に例えば1回だと。

◎室井委員長 そうですね。こちらから提案した案でいけば、もちろんそれは緊急性があるということになれば話は変わってまいりますけれども、特に緊急性がないということになりますと、1年ということですから1月ごろという感じ。

◎井村委員 それは例えば、お役所の業務のスケジュールから言って、1月というか、2月というか、その辺の時期というのは適切なものなのですか。たまたまこれ1月にできたから、そこでちょうど1年で1月になっているけど。

◎室井委員長 その点私はちょっとよくわかりませんが、いかがでしょうか。どうぞ。

◎吉岡委員 予算が関連するものでありましたら、1月、2月にご提言をいただいて、翌年度からその予算で反映をさせる、当初の予算から反映させることは非常に困難ですね。例えば、予算に反映させるとすれば、補助金を例にとってみますと、前年の11月末までに補助金のご申請をいただくということで、それをもってすれば翌年度の当初予算には反映するかと思いますけど。予算を伴わない、制度上のものであれば、それはまた時期は1月、2月の議論でもよろしいのかなと思いますけど。

◎室井委員長 わかりました。どうもありがとうございます。

まず予算を伴う部分については11月ごろでないといけないということになるわけですね。だから予算を伴うようなものであれば、早めにやるということになるかもわかりませんね。

◎井村委員 ちなみに今回やろうとしているこれというのは、あれですか、緊急性があるものなんですか。あと、予算はこれ別に伴うわけですよ。

◎室井委員長 予算はどうなんですか、これ伴わない。

◎井村委員 緊急性のあるものとなるわけですか、これは。

◎吉岡委員 何をもちて緊急性かということになりますけど。

◎井村委員 その緊急性の基準がちょっとわからないんで、何か、議論しようがないなと思うのですが。

◎企画課長 ちょっといいですか。今回の提言の中では、国民健康保険運営協議会、それから都市計画審議会の仮に条例を改正して、委員のメンバーを入れかえるとしますと、任期の関係がございますので、国民健康保険運営協議会の方は、任期が切れると次の改選が平成19年の1月になります。ですから、19年の1月に改選するとなれば、その18年の12月までに条例を直せていないといけないということになります。

それからもう一個の都市計画審議会の方は、次の改選が平成18年10月を予定しております。実質的にはそれまでに条例を変えるということになります。

◎井村委員 ということは、あまり緊急性がないということでございますか。

◎室井委員長 ということで、抽象的ではありますが、今のようなのはわかりますよね。この次までにやればいいということなので。そういう時期的なものが決まっていれば判断はしやすいとは思いますが、そうでない限りは多少不明かもわかりませんが。1年後でまずい

というような案件であるかどうかということですね。

◎大賀委員 今のお話を聞きますと、機械的に1年ごととか2年の任期の終わった時点でとかというふうにやると、要するに今おっしゃったように任期の問題、改選の問題ですか、それがほんの1か月のところで間に合わなかったりというようなことがあるわけですから、それは緊急性一般の問題ではなくて、その提言を出すタイミングの問題が問われているんだろうというふうに思いますね。

あと、それは受ける側の緊急性というかタイミングの問題が一つありますけれども、もう一つは実際にこちら側が問題意識として緊急性があるというふうなその議論の中身で提言の中身になれば、それは緊急性があるわけですから、それはそのときの緊急性があるかどうかを判断すればいいことであって、機械的に1年ごととか2年ごととかというふうにやっただけで、非常にその時期を失したような提言が出されることになるのではないかとというふうなおそれがあるんじゃないかというふうに私思うんですよ。いかがでしょうか。

◎室井委員長 その件につきまして、ご意見ございますか。

その今言われたタイミングということなんですけれども、それはそのとおりの面があるかと思うんですが、しかし一々タイミングを考えてというのは、この年に2、3回しか開かれない会議の中で難しい問題があるかと思うんですね。

もちろん、本当にタイミングがよければ、すんなりそれは生かされるという場合はあるかと思いますが、がしかし、そこまで本当に細かい判断がこの委員会の状況でできるかなと思うと、やっぱりちょっと不安がありますね。そういう意味では、区切りがいい1年でどうかなというのが私からの提案なんですけれど、委員長もその都度来なきゃいけないというのも、そんなに苦痛と考えているわけじゃありませんけども、どうかなと思ったりもするんです。

◎木村委員 提言を、市長に提言をして、それで決まるわけじゃないですよ。議会にかけるという手続を踏みますよね。そうすると、そこでそれなりの時間がかかっていきますよね。その議会で1回で決まるというふうに必ずしもならない場合も課題によっては出てきますね。ですから、そういうふうに考えると早め早めに提言をするということの行為はしておくという方がいいのではないかとというふうに思いますけど。

◎室井委員長 皆様のご意見がそういうことでありましたら、それはそのような運営ということでやむを得ないというか、いいと思います。

その前には各委員の承認手続を決めておく必要がありますけれども、そのこのところを議論して、1回ごとということ、その方がよろしいですか。

◎増田委員 私はどっちかというまとめた方がいいような気がするの、なぜかと言うと、皆さんかなり専門的な知識を持ってらっしゃる委員の方ばかりなら構いませんけども、私なんかこういうところにおいても、その運用その他についてちょっと時間かけないと、どこを変更していかとか、変更するべきじゃないとかということまでいかないレベルなものですから、そういう意味では時間をもらいながらやっていくと。

それから、あとその出る側の先ほどの市の、行政の方の関係、返事もありましたけども、これが実際に提言を出して実施されるまで、結構いろんな形で時間がかかりますから、その中でどうしても施行するには1回か2回議会を通さなきゃできないものが多いと思います。

そこで、いろんな形で変えられたり何かしたときに、この委員会としてはそのいろんな対応ができるのかどうか、そこもちょっと知りたいんですけども。議会の議決があったら優先されちゃうわけですか。

◎吉岡委員 議決の事項でしたらね。当然そうじゃないものも、市長の裁量でできるものもあるでしょうけど、市民参加という大きなテーマに基づいていろいろとご提言いただいたわけですけど、それが個別個別にご提言をいただきますけど、ご提言をいただいた結果、それが横断的に関連する部分が出てくるものがあるかと思うんですね。それが一つのを先にご提言して、それに対する対応を部局の方で検討して、一定の整理がついた段階で次のまたご提言をいただいて、実際はそれが、二つが同時期に整理を図ればより効果的な処理が図れたかもしれない事案もあるかと思いますよね。そうしますと、やはり一つの区切りの中で数本のご提言をまとめていただいた方がそれに対応する部局並びに判断をする人たちの対応がしやすいのかなということで先ほど私はこういうご発言をさせていただきました。

◎室井委員長 市もその都度出されても、多分市長はこのことだけを常に頭に置いて活動されているわけではないと思いますので、まとめてきた方が対応しやすいんじゃないかなという気はするんですけどね。

◎土井委員 すみません。先ほどの緊急事項も含めてですけども、おっしゃったような言い方をしますと、実は市民参加というのはかなり個別具体的な部分というのが多いはずですよ。それが必ずしも共通事項になるかということ、必ずしもそうではない。にもかかわらず共通事項という形でまとめますと、本来の市民参加の意味というものがなくなってしまう可能性がありますので、これもちょっとおかしな議論だなという気がいたします。

それとあと一つは、我々が提言するのは、行政事情に応じて提言するのではなくて、行政に対してこういうふうな形であってほしいという形で提言するはずじゃありませんか。

◎室井委員長 共通事項というのは、共通事項があれば共通事項としてまとめるということであって、共通でなければそれは別に共通ではないので個別の項目として提言をするということですね。何でもかんでも共通事項にするということじゃないです。

◎土井委員 いや、であるならば、そういう個別で一つ一つ提言していても同じことではないでしょうか。

◎室井委員長 受け取る方として、私はどちらでももちろん構わないんですが、個別に来ると対応が難しいんじゃないかと。三つか四つまとめてくれば、このことについてというような取組に市長さんなり、議会の方でしやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども。

◎土井委員 とすると、条例自体が書かれている条文そのものは、まとまらないとできないという形になりますか。

◎室井委員長 そこまでは……。

◎土井委員 そうではないでしょう。ないならば、逆に言うと条例でそういうものが規定されているのであるならば、個別に出されてもそれは当然対応すべきものじゃありませんか。

◎室井委員長 すべきというのは、時期的なものもごさいますしね。

◎土井委員 いや、時期的にはそうなんです、結果としてやらなきゃいけないということでありまして、それをまとめて1本にするということ自体が、先ほど申し上げたように個別的、具体的にいろいろそれがやる場合は、やはりこれは同じ手間なわけですよ。

◎室井委員長 まとめて1本にすると言っているわけではないんです。提言そのものの時期を一本化するということ、1年に1回と言っているだけであって、提言そのものはまとめるわけじゃございません。まとめられるものはまとめた方がいいと思いますけれどね。そうじゃない限りは個別の提言をするわけで、それは何でもかんでもまとめるということではないと思いますね。

それで、やっぱり市長にもそういった裁量があると思うんですね。どういうものを取り上げ、どういうものを取り上げないかというときに、個別的に上がってくると、1本で来るとすぐ取り上げないこともむしろあるんじゃないかと、逆の心配をしちゃうわけですね。まとめて来れば、やっぱりそれは、まとめてというのは内容をまとめるというんじゃなくて、1回に四つか五つぐらいの提言を受ければ、これはやっぱりそれなりにその時間をさいて考えようということになるんじゃないかというのが私の考えなんですけれども。

◎土井委員 これはやはりおかしいと思います。ある意味で、条例その他が出たときに、そこに規定されていながら、まとめてこないと、そういう採用をしないと、そういう判断をみずからなさるとということ自体が、そこがやはり逆に言うと市民参加の規定に外れてくることじゃございませんか。

◎室井委員長 いや、裁量というのはそもそもそういうものなものですから、市長の権限の裁量というのは、いつそれを行使するかとか、どの程度行使するかというのは、そんなに規則的に決められているわけじゃありませんので、それが違法とかという問題ではありません。

◎土井委員 違法ということじゃなくて、市民参加というものの精神というものを酌んだ形になるかどうかということなんです。決して私、違法とか、そういうことは申し上げておりません。こういう条例をつくった、しかもこの市民参加条例もある意味で市民が参加しながらつくった条例であって、そういうものの精神を生かすという形になった場合には、常に市長は市民がいかに参加するかということに関して、ある意味で関心を持っていなければならないんじゃないでしょうか。

◎室井委員長 もちろん大もとでは、市民参加というのは、意識として持っていなくちゃいけないと思いますが、市長さんは具体的にそのことだけを考えて市政を担当されているわけじゃないと思うんですね。

◎土井委員 これ後ほど具体的な部分で、その部分についてちょっと触れたいと思いますけど

も。

◎**尹委員** 委員長がおっしゃっているのは、市長への圧力というんでしょうか、それとしてもやっぱり重さ、市長への重さとしてもまとまった方が重たく受けとめてもらえるだろうということを言われているわけで、また吉岡委員が言われたのは、何かね、提言だけ必ずしもその整合性のあるものばかりだけではなくて、中には手法としては矛盾するものも出てくるかもしれない。そのときに、同時に出てきた方がかえって効率的な場合もあるだろうと。もっと言うならば、年2回開くか、1回でやるかというだけの違いであるわけですし、あと3回をまとめるかと、さほどこうあまりこだわる必要は僕は基本的にはないような気がして、それよりも感じているのは、提言の仕方ですね。具体的に。例えば、委員長が提言するときに、必ず市長と直接お会いして渡す形をとるわけですよ。その辺ちょっといろいろあるでしょうが。ならばまとめて儀式があった方が多分いいような気がいたしますね、僕は。あまり違いはないと思いますね。

その運用の仕方として緊急性がある場合、この緊急性がある場合ってよく使う法令だとか条例、実務で使う言葉ですが、比較的幅の広い概念でありますし、そのときに、我々でこれは緊急性があるという提言のもとでやっていただくということで、ここらは1回でいいような気がいたしますけどね。緊急性があるというのは幅広い概念ですから、何も時間的な緊急性だけじゃないわけでしょうから、そこで臨時にやってもらうということぐらいでいいと思います。

◎**室井委員長** ちょっと議論が分かれてしまっているので、今、尹委員が言われたようにそれほどこだわることではないので、どうでしょうかね。1回ごとでもいいですし、まとまった段階でということでもいいですし、1年後にしてもいいわけなんですけど、どうしますか、もうこれ多数決で決めましょうか。

◎**大賀委員** 足して2で割ったような言い方で申しわけないんですが、要するに月に一度ごとにやって、年に何本も提言が出るというような状況ではないもんですから、実質的に提言がまとまったその都度出すというふうに言っても、年に一度ないし多くとも二度だろうというふうに現状では考えられるわけですよ。今までの流れからいけば。

もちろん、開催日数、開催日程をもっと月に一度にするとかというような方向性がとられるのであればまた別ですけども、現状ではそういう状況ですので、その都度出して、かつ2年終わった時点で今まで出したものを全部まとめてその時点で最後の2年が終わった時点で、新たに提言内容がまとまったものも含めて、それまでまとまったものを全部もう一度まとめて出すと。

要するにインパクトの問題で、1回ごとに出すと、要するにインパクトがないのか、市長は24時間その市民参加のことばかり考えているわけじゃないんだという言い方をおっしゃられて、その毎回そのまとまったごとに出す。それが年に二度になるか一度になるかわかりませんが、それが否定されるというのは私は腑に落ちなくて、私は毎回出すというのが筋ではないかというふうに思いまして、ただ、その24時間市長が考えていないだろうということを前提

におっしゃるのも私は納得できなくて、要するに市民参加の部局というのが当然あるわけですから、市長はすべて一人で考えて、一人で処理するわけではないというのは当然のことですよ  
ね。

ですから、その都度出したからといって、市長が頭が混乱するとか、パニックになるとか、  
そういうような話ではないだろうというふうに私は理解します。

◎室井委員長 重みが大事ですから、その方がいいと思っただけで、皆さんがその都度と言う  
ならそれで一向に、一向にとというのは、ここに足を運ぶ必要はありますが、かまわないと思  
いますけれども。

じゃあ、皆さんがそういう意見ならば、それほど提言がまとまると思えませんので、その  
ような形でいきますか。

◎井村委員 多数決しなくていいんですか。

◎室井委員長 多数決やりますか。

◎井村委員 僕は別にそんなにこだわる内容じゃないと思うんですけども、ただちゃんと提言  
する日を前もってこの年、この年といって決めといた方が普通の作業のやり方而言えば、やり  
やすいのに決まっていますし、しかもその臨時というか、緊急性のあるものをちゃんとやると  
いうことは担保されているのであれば、時期を逸するということは絶対ないわけですから、ち  
ゃんと日を決めてやった方がいいと思いますよ。

◎室井委員長 じゃあもう決をとりましょう。

これはどういう方法でとるんですか。どこの規定ですかね。議決の何かそういうような  
規定があるんですか。

◎企画課長 最初のことしの1月27日のときに施行規則を改正しております。その中で、推  
進会議の議事は出席委員の過半数で決しということなので、本件について、委員長を除きます、  
11人ですので、6人以上が賛成した場合は、こちらに決まるということでございます。

◎室井委員長 じゃあ、1案を……、森田委員今お見えになったんですけども、いきなり重  
要な局面になりまして、ちょっと落ちついて。よろしいですか。

◎森田委員 はい。

◎室井委員長 今、議論になっているのは、提言の時期の問題です。前回一つ結論を出したん  
ですけども、その提言をいつするかということで、こちら側から提案を申し上げましたのは、  
1年なら1年で、1年まとめてその段階で提言をする。何項目かあればそれを提言する。それ  
はそういう方が市長にとっても重みがあるだろうということ。煩雑な事務を避けるというこ  
とですが、それに対してほかの意見といたしまして、やはりタイミングが大事であって、提言が  
まとまった段階で、その都度出す、その方がタイムリーではないか、市長の姿勢として、市民  
参加の意向を踏まえてやるべきだというご意見がございました。

それで、議論が結構出ましたものですから、今もう決をとろうということになりましたので、  
第1案が1年ごとをまとめて行う。ただし、緊急の案件がある場合には、その1年まとめるん

ではなくて、その都度出すということになっていますが、第2案が提言がまとまり次第出すと。これで決をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 じゃあ、決は挙手でよろしいですか。じゃあ、第1案の方がいいという方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎室井委員長 5人ですね。では、第2案の方がいいという方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

◎室井委員長 6人ですね。では6人ということは、こちらでいくということですね。

それでは、採決の結果、その都度出すということで、まいりたいと思います。

では早速ですが、送られてきております附属機関等の委員に議員が就任することについてという提言内容でございますが、これを承認するということになるんですけども、きょうはこちらにありますから、ここで承認手続をとることができますが、今後、これをどうするかということを決めなければいけません。そうしないと、結局、その都度といっても次回ということになると1年と同じようなことになってしまいますので、それをどうするかということですが、郵送で各委員に送っていただいてという方法をとることは可能なんですけど、大幅な異議とか修正意見があったときには、これはやっぱりもめますから、やっぱりもう1回開かなきゃいけないということにもなるわけでありまして。

そこで、いかがでしょうかということになりますけど、一つの案といたしましては、あまり議論があればもう1回やるということにもなるということなんですけど、この点ご意見ございませんでしょうか。

◎大賀委員 議論を踏まえて提言がまとめられるのを、もう一度郵送して確認するという事です。

◎室井委員長 そうです。

◎大賀委員 さらに、その文案をめぐっての議論があるということですか。

◎尹委員 あった場合です。

◎室井委員長 なければいいんですけど、つまり、ここで議論しているときには、文書化されて結論が出るわけじゃないので、その議論を踏まえて事務局の方がこの文書化されるわけでありまして、そこは私の方も見るかもしれませんが、それをどうするかということですね。

◎大賀委員 委員長の判断でよろしいんじゃないかと。その都度。

要するに、提言の案ができた時点で、各委員が、てにをはのレベルになって内容的なことでも異議が出されているということで、もう一度集まって議論するべきだというふうに判断するんであればすればいいし、多少のことであれば、委員長の判断で直して提言するというところでよろしいんじゃないでしょうか。

◎室井委員長 そうですね。そういう案もあり得ると思います。

今ご意見が大賀委員の方からありましたが、ほかにご意見ありますでしょうか。

◎土井委員 これは基本的には前の議論そのまま踏まえていると思いますけども、個人的な意見でありますけども、この文章というのとはとても読みにくくて、とても提言書にはなっていないという感じがして、文章構成の問題がちょっと気になっています。内容的には別に異議を唱えるものじゃありませんけども、少なくともある意味で、我々民間というか、そういう市民が出てきて提言をするときに、はっきり申し上げてお役所文書だけで凝り固まったような文書をやってしまったのもちょっと嫌だなという、それだけです。

◎室井委員長 これは、事務局の方はこれはそもそも提言の内容をまとめるということについて、何も規定がないわけですよ。なので、サービスをして多分おやりになったのではないかなと思われそうですが、しかしこれを委員長がつくるのはこれは大変な作業ですから、ちょっと難しいと思いますね。なので、当番制にするとか、そういうふうにしてもらわないといけないかなと思いますので、その点も含めていかがでしょうか。あるいは、ご意見ございますか。

◎尹委員 委員長に全部任すというのは、僕がもし委員長をやれと言われたときに、これを私一人で判断して再度開くのか、このままこれを是認するのかは相当しんどい話ですね。それよりは、委員の方々がその委員の良識の範囲内で、やはり郵送で、範囲内で許されるというんだったら一任をするという明確な形での意思表示を委員長にしないとこれは相当しんどい話ですね。

かと言って、もう一回そのために集まるというのも、これも時間的に決して楽ではないわけですので、ですから例えばその辺の工夫をしていただいて、委員がこれは許せる範囲内だと、あとは任せますという意思表示をしてもらって、委員長はそれを判断する。ただ〇×だけでもいいですね。×があれば、それはもう開くと、ただし×をつけるということはそういうもんだということを理解した上で、もう1回全員が集まる必要があるんだということ Understanding した上で、〇×つけてもらうということをしていただかないと多分、委員長、相当しんどい話になるような気が私はします。

◎室井委員長 ありがとうございます。その方法はじゃあそういう形で、どうしても議論をもう1回する必要があるという場合には、今言われたような形を意思表示で示していただくと。

しかし、今言われたように、そうなりますと、ますます提言の時期はおくれるということ認識の上、ただ思いますに、一人の委員のそういう判断でそこまですべきなのかなというような気もしたりもしますけれども、もしそういうふうにするということでございますと、それはそれで、そういうふうに進めていきたいと思いますが、それはそれとしても、これをだれがつくるかということがありますね。

◎尹委員 つくるのはやはり……。

◎室井委員長 事務局にお願いするしかないと思うんですけどね。

◎尹委員 事実上、お願いをするしかないんじゃないですか。

◎室井委員長 もし、自分が毎回やってもいいという委員の方いらっしゃれば。

◎大賀委員 今回は事務局がつくってますけれども、提言の中身に関して、別の提言に関して

言えば、この提言だったら私がつくってもいいと、もちろん原案をつくって皆さんに回してということですが、そういうような形でもう一律に事務局がつくるということではなくて、その辺は幅というか、選択肢を残しておいた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎室井委員長 実際には、でもやるとなると大変だと思いますので、議事録を見てつくるということになります。

◎大賀委員 それは、何万字の論文を書くわけじゃありませんので、せいぜい1,000文字ぐらいの提言は大したことないと思います。1日ぐらい議事録を読んで、確認しながらつくればつくれるのではないかというふうな気がしますけどもね。

もちろん、それをやるという人がいない場合には事務局がつくるということになるとは思いますけど。

◎室井委員長 事務局の方は、そういう旨でよろしいですか。よろしいですか。

じゃあ、そういうふうにいたしましょう。

では、そういうことで、提言の作成につきましては、そういう形で進めたいと思います。

本件ですが、今、土井委員の方から何か書き方の問題でご指摘がございましたが、もしそのような形で訂正をする必要があるということであると、具体的に例挙げないとしづらいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎水谷委員 具体的にというと、この文をこういうふう書きかえてほしいみたいな、本当に具体的にということですか。

◎室井委員長 そうですね。

◎水谷委員 私もこれを送っていただいて見て、一体何が言いたかったのかなと、最後まで読んでも結局よくわからなかったというか、市民が提言していますというふうには感覚的にとても遠いものになるので、さっき事務局に一任するという話になったことからすると、やっぱりこういう文書にならざるを得ないのかなと。何かとても難しくわかりにくいと思います。

◎土井委員 基本的に申し上げますと、例えば、ここの委員会が主体になって決めましたというふうな、こういう提言をいたしますという、そういう主語述語の関係というのはほとんどないままつくられていると思います。恐らく一応、市民参加条例推進会議の委員においてという形で、以下のものを提言するという形になると思いますけども、そういうものが一切省かれた形で、確かにそのかがみの方には、記という形で「提言します」「にすることについて」という形でほとんど投げたような形になっているわけですが、果たしてこれが提言書と言えるかどうか、私ども昔、例えばほかのところに提言書を出したときというのは、こういう書式では書いたことございませんので、お役所ではこれでいいのかという、それがちょっと気になっていますね。

◎室井委員長 これは、多分もとのところがあって、内容はこうなっているということではないでしょうか。形式は多分、その推進会議ですか、市民参加推進会議の名前で委員長名か何

かになって、以下の内容で提言するということになるので、主体はそちらにあるわけで、これは内容だけがまとめられていると私は理解しておりますので、その点は問題ないと思うんですが、内容がわかりづらいというのかどうかという点だと思うんですね。

◎水谷委員 今委員長がおっしゃった、これは出す段階ではこういうふうになるといったことは、ちょっと事務局に確認していただきたいんですけども。

◎伊委員 これこうこうつけて出すものでしょう。

◎吉岡委員 その上に、かがみをつけて。

◎水谷委員 これがない場合は、だれが書いたのかわからないですよ。

◎室井委員長 これはたたき台として載せたんでしょうから、これがあって、これが提言の内容ということで、基本的にその形式はこれでいいかなとは思いますが、内容ですね、問題はね。

◎伊委員 主語が確かに委員会は、委員会という、会議はというのがあれば、確かにそういう感じはいたしますけど。けど、それは許容範囲のうちという感じもいたします。今後、もしご要望がもし事務局がつくられるかどうかわかりませんが、つくられるんでしたらちょっと主語を入れていただくぐらいのことをご配慮いただければいいんじゃないでしょうか。委員会はみたいな。推進会議はとか。あるいは、当委員会はとか。主語があればいいという話ですね。

◎室井委員長 こっちの方がいいですか。

◎伊委員 いえいえこっちの方でしょう。

◎室井委員長 こっちにも……。

◎伊委員 入れてほしいという要望があるわけですから。

◎吉岡委員 今後の事務局の参考にするためにも、まずご発言者の土井先生の方で一定のひな形つくっていただいて、次回、もしくはその前に各委員にお送りして、それで確認を得て、それを出すという形でどうなんでしょうかね。

◎土井委員 それは構わないですよ。ただし、時間的にいいのかどうか。

◎伊委員 こういう先ほどの形だと、平成18年、一番新しい緊急性があるのは、期限が早く来るのは18年に来るわけですね。18年の10月。来年、再来年、来年の10月ですから1年は。

◎大賀委員 すみません、この文書の問題についてちょっと一言だけ言わせていただきたいと思います。

市民参加推進会議というのは、市民に対しても市民参加というのはこういうもんだということを宣伝というか、主張していくような性格の会議だというふうに私は理解しているものから、これを市民が見て、市民参加についての理解を高めるというような観点から書いていただかないと、私はまずいのではないかとこのように思うんですよ。

ですから、もう少し、最後の段落の後半部分で、ここをこうしろ、ここをこうしろというよ

うな提言になっているわけですが、前段の、前段というか、そこまでは全部現状がこうであるということを行っているわけですよ。だからその部分のメリハリというんですかね。現状がこうで、市民参加のあり方から見て、こういうふうにあるべきだ。したがって、今回こういうふうにするべきだというふうに提言するんだというふうに、その辺のメリハリがちょっとないと、普通の市民が読んでも、これ一体何を言わんとしているのかというのがわからないですよ。

◎尹委員 では、上に最初に現状というのがこうこの部分で入って……。

◎室井委員長 いきなり何々することとかというふうに書いてあるんですからね。

◎尹委員 下の方に提言とかいう形を分ければいいんですか。ゴシックか何かで見出しをつければ。

◎室井委員長 もうちょっと工夫して、読みやすくしていただけないかなというのが私の意見です。

◎増田委員 例えば提言内容のところだったら提言内容という項目をつくって箇条書きにしてくれるとか、それから提言、義務だとか、そういうのないとちょっと見た感じ、最初何の文書かわからないというふうに感じますね。きちんとこういう文書にしなきゃいけないというならあれですけど、やっぱりわかりやすい形の方がいいんじゃないでしょうか。

◎尹委員 私、市民参加と協働という視点の前のところにちょっと行あけて提言。一番最初が現状、2つに分ければ、それでいいのではないかと思います。

◎室井委員長 そうですね。現状、理由、提言。これぐらい。この3つぐらいを書いておけば、そのような文書に見えるということになります。

しかし、どうでしょうかね。これを今、もうこれ以上事務局の方にお願ひするのは大変ですか。

どうでしょうか。じゃあ、土井委員の方で先ほどやってもいいとおっしゃってましたので、やっていただいて、多分内容はこれは提言のところはそう変える必要はないわけですから、現状も変える必要があんまりないわけで、理由のところを多少つけ加えるぐらいかなと思いますので、それほど他の委員から議論が出るとは思えませんので、つくったものを事務局の方に送っていただいて、それを流していただいて、さっき言ったような扱いで皆様のご異論がなければ、提言とするという形でよろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 したがって、ここでは内容はこれでいいかという提言そのものの部分、文書形式は今言ったようにしますが、これでよろしいということよろしいですか。

◎井村委員 いいですか。これ文章形式というか、これやっぱり文章じゃないとだめなんですよ。今言ったような形になると、例えば、現状とか、この内容だったら表にして、現状、表になって、それがこういうふうに変えたいという案があって、それで理由が最後に文章で書いてあるという、何かわかりやすさを追求すると、そういうふうにしないと、これ文章で括弧

でやってもあまり変わらないような気がするんですよ。あくまでもそういうわかりやすさを追求するんだったら、もうとにかく文章にしていること自体が間違いなんで、それが許されるのであればそうした方がいいと思います。

◎室井委員長 表も文章のうちですから、その辺は考慮していただいて。

◎土井委員 提言をつけちゃえばいいんですよ。文章つくった上で。

◎伊委員 土井委員も大変でしょうから、今回これで例えば私もぱっと見た感覚ですよ。最初に現状と入れて、ゴシックで入れて、次の4段落目に理由を入れて、「という考え方の中の」、これを削って、都市計画審議会のところを提言として、3構成、これでもういいんじゃないですか。現状、理由、提言になっていますよね。この中。

最初の3段落が全部現状ですね。そのとき市民参加と協働という視点からが理由ですね。「望ましいからである」と、そして都市計画審議会からが提言という形で今回、このためにもう1回集まって微妙なところで議論するのも……。

◎室井委員長 どうですか、今、伊委員の方からご提案がありましたけれども。そうすれば、ここで確認もとれるし、今回に限っては早めに出すこともできるということになりますね。

◎伊委員 今後は、現状、理由、提言の3段階でやってもらえる形で考える方向でいいんじゃないでしょうか。

◎水谷委員 すみません、今のお話では、中身は変わらないということなんですけれども、先ほど井村委員が言われたような、この表組みにして整理したものを出すということを中身に盛り込まないということで整理するのですか。

◎伊委員 いやいや、盛り込んでもいいし、盛り込まなくてもいいですが、今回については、この間つくっていただいたものをもとに最小限で十分直るわけですから、いいんじゃないかと考えるわけです。今後、より見やすい形で工夫はどなたが担当するかは別にしてやっていただいてもいいと。3つ分ければ、そんなにこの文書、わかりにくいわけではないような気がいたしますね。現状、理由、提言と。

◎水谷委員 一般市民が見たらわかりにくいと思います。普通のお母さんが見るとですね。

◎伊委員 ただ、わかりにくいのは、内容そのものがつまり何とか協議会とかいうやむを得ないことですからね。

◎水谷委員 例えばとっつきにくいので、その上位法令で委員構成が決められているのはこれこれこれであり、その上位は何々で規定、規定、規定とずっと続いているので、このうち決められているのはこれこれこれと書いて、その上位法令はこれだと。だからその議員の資格として必要なのはこれみたいにこう3つぐらいの表にしてくだされば、市民が見てもああなるほどそうやって決まっているのならしょうがないなと思えるんですけど、この文章を読解せよと言われるとちょっとつらい気がします。

◎室井委員長 どうしますか。

◎水谷委員 表にしてくだされば……。

◎室井委員長 土井委員、つくってください。

◎水谷委員 土井さんがいいと言ってくださいね。

◎土井委員 いいですよ、つくって……。

◎室井委員長 じゃあつくっていただいて、事務局などに送っていただいて、回していただくということにしましょう。

◎水谷委員 その方が市民にはわかりやすいのかなというふうに思います。

◎室井委員長 では、第1議題で相当時間を食ってしまったんですが、これでよろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 では、土井委員大変ですけどよろしく願いいたします。

では、次にまいります。さて先ほど土井委員の方からもございました資料配付の件ですが、第2回、第3回の委員会で取り上げるべき議題については、もう一つの資料に、ここに3月17日のものと7月5日のものがございます。そして、さらにさっき土井委員が言われたこのまちづくり条例のパブリックコメント実施に関するものがございます。

これは、どういう趣旨でこの会議に持ち込まれたのかということなんですけれども、今後、こういう形でどんどん来たらその都度取り上げるのかという問題もありますので、これをどうするかということを経験をする必要があるということになるんですね。

◎土井委員 それじゃちょっとこの辺の経緯について私、多少なりと知ってますので、申し上げます。基本的に申し上げますと、この小金井市まちづくり条例案というのは、3年ほど前に市の働きかけによって市民会議というのが設けられ、そこで市民が協働してまず原案をつくらうと、それに対して市の方も一応それを原案にしながら進めていこうという形で進められました。それに参加した市民は、多い人で200時間以上かけて参加し、なおかつ一番大ごとになる実は条例案までつくってしまったという経緯があります。それでその条例案を受けながら、策定委員会がこれを法令文に近い形にやっけていこうということで、市とかなり長い間検討しながらつくり上げたものでした。それがいわばその策定委員会から出された原案という形で市の方に出されたものでした。

ところが、市の方からパブリックコメントにかけられたまちづくり条例案を見ますと、市民会議が延々恐らく全体の時間で言えば、皆さん合計すれば、1,000時間以上費やしてつくった案の肝心なところはほとんど全部なくなっており、なおかつこの策定委員会において、妥協に妥協を重ねた結果、ある程度市民参加を担保していた情報その他が全く消えているという状況になっていたわけです。

これはいわば、市民参加というものをある意味で実際的にやっておきながら、市民の言葉というのは最終的には聞きおけばいいというだけの結果になっていたということで、これは策定委員の方が、さすがにあまりにひどいということで、市長並びに恐らく議会に、それから市民参加ということを経験とするというこの委員会で、その辺について明らかに議論してほしいということで出したものであります。

私自体は、市民会議の方で参加していたわけで、策定委員会には参加しておりませんが、結局、本来市の方自体が市民の案から出てきたものを、原案的な形でやっていくということを既に2年半前に約束しておいて出てきたものがこれははっきり申し上げて先ほどの市長の裁量だという形ならそのとおりかもしれませんけども、市民の意見はほとんど入れない案という形でなおかつ市民が検討したということをパブリックコメントの中で出している。

これはあと一つ申し上げれば、実は現在、小金井市の町の何とかというパンフレットありますけれども、その中でも例えば駅舎デザイン会議というのがありますが、いかにもそれが市民参加でいろいろデザインを開示されたような議論になっています。

ところが、実際に市民会議に参加した方たちから聞くと、実は市が取り上げてくれたものは、ほとんど皆無に等しい。市民が参加しながら議論をしたものという形で表に出しながら、実はほとんど市民参加の実態というものを無視されてきたということがあったものですから、これはさすがにそのこの策定委員というのは必ずしもその私のようにラディカルな人たちばかりじゃなくて、非常におとなしい方たちも含めて、さすがにこれはちょっと据えかねるということでお出しになったという経緯がございます。

**◎室井委員長** ありがとうございます。そこでですが、内容に入る前に、こういう形で来たときに必ず取り上げるのかどうかという問題があると思うんですね。これは何でもかんでも取り上げておきますと、大変になるかもしれないんですね。ですが、その点については全然議論もしていないし、規定にも何も無い状況であります。今後どれだけこういうものが増えてくるのかもわからないという状況でありますね。

そこでいかがでしょうかということですが、やはりこの推進会議は、条例の方の19条にありますように、この条例の適正な運用状況を審議するために設置されているということでありますから、この条例の適正な運用状況にかかわるということであれば、時間的に許す限り取り上げていくという方向性が一つ考えられると思うんですね。そういうような運営方法でよろしいかということをお伺いしたいと思います。その点どうでしょうか。

**◎尹委員** 規約どおりですから、それしか確認しようがないと思いますね。

**◎室井委員長** 時間が許せば、もちろんどんどん取り上げてもいいんですが、ということで、当面はきょうの議題としてこれを取り上げるかどうかということで、今、土井委員の方から説明いただきましたように、この今言われた内容は、確かにこの条例の適正な運用状況にかかわる問題であることは事実ですね。この点には異論はないと思いますので、あとはこれをここで取り上げる時期かどうかということでありますね。きょう取り上げるべきかどうかということですが、これは必ずしもよくわかりませんが、緊急性があるものなのかどうかということですね。この点、事務局の方は情報としてはこれどういう、緊急性のあるものなんですか、もう終わったものなんですか、それとも。

**◎企画課長** 先ほど、土井委員の方がまちづくり条例の関係で、市民会議のお話をなさいました。実状として、このまちづくり条例の関係、計画課というところなものですから、条例の策

定委員会と今回やっているパブリックコメントの関係で、事実経過を計画課の方に聞きました。そうしましたところ、策定委員会自体は、平成14年11月8日、要綱に基づきまして、委員10人で学識経験者4人、それから公共的団体等に属する委員の方が3人、公募委員3人ということで、10人で構成をされた委員会を設置いたしまして、最初の1回目が平成15年2月12日です。それで、平成17年、ことしの3月16日までに10回委員会を開催し、その間、小委員会というものを、条例案をつくりますので、小委員会を6回開きまして、ことしの3月31日に市長の方に（仮称）小金井市まちづくり条例案というものを答申をし、同日解散しております。

その策定委員会の答申案をつくる段階で、市民の意見を聞くということで、平成16年12月24日から1か月間、市民の意見募集を策定委員の段階でやっております。それで答申が出ているということです。

それで今回、その答申案と市の間でかなり違っておりました、ことしの9月6日から10月6日にかけて、市の案と答申案を比較した表をつけまして、どうして違うのかという市の見解を付けまして、パブリックコメントをかけたというのが現在の状況なんです。

ですから、それでパブリックコメントをかけておりますので、市としましては、当然まちづくり条例を議会の方に提案する時期には来ているということでございます。

ただ、12月になるのか、3月になるのかというのはちょっとわかりません。

◎室井委員長 そういう意味ではまさに今がタイミングということなんですが……。

◎土井委員 今ご説明になったのはやや違っておりました、実は市民会議というのがとても早い時期に開催されておりました、そちらの方がほとんど毎月1回ペースでこれはあくまで開かれた形で多くの市民に呼びかけるという形でつくられてきて、それが約1年半ほどたった後で実は策定委員会がつくられたと。

ですから、その後の市民への意見を聞くという形でありまして、既に多くの意見を言いたい市民というのはその場で言っていますから、当然そこではほとんど出てこない。むしろ市民がつくられた案をもとに議論していくというもとの、これは計画課でそういう話がある意味で初期段階にしておりました、多くの市民はそれを信じて、皆さんはしっかり申し上げてその超過勤務手当も出ない中、これは当然のことながらボランティアですから、1,000時間かけてつくってきたわけです。

そういうものに対して、ほとんどその成果というものを無視した形で全く違った形、先ほども説明あったように、全く違ったものが出てきたということで、果たしてこれが市民参加という形のものになっているかどうか。形だけのそういうもの、しかも多くの方の時間をそれだけ使っておきながら、行政が裁量という形でそういうものを出していいのかどうかという問題がそこで出てきていると思います。

◎室井委員長 それでは、きょう取り上げた方がいいというご意見と理解してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎室井委員長 じゃあ、取り上げるということにしたいと思います。

条例の13条は、「市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない」とあります。2項におきまして、「市は、前項の答申等が市政に生かされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない」ということで、まず1項の附属機関等からの答申を尊重しなければいけないということ、その点が市民参加、住民参加の観点から、この条例の運営、適正な運営、運用状況とは言えないのではないかという、そういうことだろうと思います。この点は、内容につきまして私たちは全く知らないし、今、これを検討する時間もございませんので、ここに書いてあること及び事務局の方も先ほど言われたところから見ると、やっぱり内容は答申とその実際の条例案が、市案というんですか、市の案とは異なっているというのは事実のようですので、それを前提としてお話を進めさせていただきますが、尊重していないというのは、その限りで事実であるということになりますと、まずその点がありますね。それはなぜしないのかということになって、結局2項の方に移りまして、その理由を遅滞なく公表しなければならないということ、この点がどうなっているかわからないのでありますけれども、一応パブリックコメント案には、もとの案と市案と何か理由が書いてあるということなんですが、それを遅滞なく公表しなければいけないというわけでありまして、この場合、どこにそれを公表するかということになりますかね。

もとのその策定委員会はまだ解散したということでありまして、この公表というのは一般市民向けにやるということなんでしょかね。そうすると、広報ではどうなのか、運用的に戻す場合があるのかどうかわかりませんが、インターネットであるとか、そういうことでしょうかね。

◎土井委員 すみません。恐らく皆さんこれパブリックコメントを行ったときに読んでいらっしゃる方少ないと思いますけれども、とてもこれは一般市民が読めるような構造のものではなかったのは事実です。あのとき一つは市からの説明といたしますけれども、ほとんど説明無きに等しい説明、言えば、市はこう考えるからやってみたいな形のものでしかなかった。これは全くその理由自体もその時点ではほとんど明らかにしないまま変えたというふうな形になっておりましたので、むしろこれは公表するとした場合には、もちろんインターネットも含めた形、それと市の広報において、なぜかということとは明らかにすべきだろうなと思っています。

◎室井委員長 今のようなご意見がございましたが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

ございませんでしょうかね。

(なし)

◎室井委員長 でありましたら、じゃあこれは早速第2の提言ということになるのでしょうか。答申を尊重すべきだという提言をしつつ、それを尊重していない理由を市民にわかりやすく公表すべきであるという提言をするということになりますかね。それでよろしいですか。

この提言案を作成するのは、どなたかいらっしゃいますか。

◎大賀委員 その前に、私もちょっと厳密にはわからないんですが、そのパブリックコメントで市の案とそれから策定委員会の案と、それからなぜ市の案がそうなったのかという理由を書いて、市としては多分尊重できなかった理由はそこに書いてあるんだというような主張ではないかというふうには私は推測するんですが、それが本当に理由になっているかどうかは別としまして。その辺に関して、市の見解を私は聞いてからでないと、こちらが提言を出してもすれ違いになってしまうのではないかというような危惧がありまして、その辺を今の事務局の段階でどう把握されているのかということで聞かせていただいた上で、それでももちろんこの委員の中で、ああそういうことなのかということで、腑に落ちるのであればそれで提言を書く作業に入れるんだろうと思いますが、その辺の市の見解がわからないまま提言を出すというのはちょっと私はおかしいのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

◎室井委員長 おっしゃるとおりな面があると思います。

がしかし、そのことをここでやるとなると、大変な作業になるんじゃないかなという気がするんですね。まちづくり条例案を見て、市の案を見て、本当にそれが理由になっているかどうかというようなことも考えなきゃいけないわけでありましてね。

それをやれということであればやらざるを得ないんですが……。

◎大賀委員 いやいや、それはここでどの程度までやるかは決めればいいことであって、私が言っているのは、全然それをやらずに、やみくもにたまを撃ってみてもしょうがないんじゃないかと、むだだまになるのではないかとこのことを危惧しているという意見を言っているだけであって、皆さんのご意見をそれに関してはこちらはちょっと聞きたいということです。それでもいいんだということなのか、そうではないんじゃないかと。

◎室井委員長 いかがでしょうか。

◎松永委員 よろしいですか。今、大賀委員さんが言ったこと、そのとおりで私は思っているんですが、私もちょっとこの策定委員会には市側として何回か参加した経緯があります。立場上、法制執務の関係で参加させていただいたんですが、その策定委員会のあり方と、そこに参加している市民の方々、それをどういう答申になっていますか、私も最終的に最後の段階では関与していないので確かなことは言えないんですが、どういう形でこうなったのかというのが一つと。それとあと、市側がそれを今度はパブリックコメントにかけて、市の案としてぱつと出たときは当然条例として議会にかけてという手続になりますね。その場合について、その策定委員会がつくった案に対する市の見解が、それが果たして市として見解が違っているかどうかということも含めてきちんとその辺は検証しないとお互いにすれ違ってしまわないかなというのがあるんです。だから、そういう意味では大賀委員さんが言われたのには賛成なんですけど、ですから、その辺を少なくとも市側はどうしてこう出したかとか、それについてきちんとした見解がないと、こちらとしても非常に言いづらいなという点があると思います。なぜそうなったのか、確かに今言われたとおりにこういうふうになったというのは、しかしこの有志の方々を見るとかなり違っているというふうに、この文書を見る限りではそう判断できま

すが、市側としてはまた別の、担当者は別の判断を持っているかもしれませんから、そういう意味ですれ違にならないように、きちんとした考え方を、見解というのはやっぱり必要なんですね。そういう意味で、私は大賀委員さんが言われたことに賛成です。

◎室井委員長 私は先ほどの事務局のお話を聞いて案が違っていることを前提とすればということで申し上げたわけですが、もしそうでないという主張があるということでもありますと……。

◎松永委員 それはわかりません。

◎室井委員長 いずれにしてもわからないわけですよ。私たち、何も情報がないわけでありまして、それをじゃあどうするかということになりますね。実際、そういうことでもありますと、ここで市側の説明を聞き、なおかつその上でその理由が不十分であるとか、そういう判断をしていくことにならざるを得ないということでもありますと、これは相当大変かなと思いますが、そういう方向でよろしいのでしょうか。

◎土井委員 もともこの委員会というのはそういうことをやるんじゃないかなって感じですか。

◎室井委員長 もちろんそういう……。

◎土井委員 適正な運用という形ですから。

◎室井委員長 そういうことでもありますと、きょうはもうこれ以上はできないと思います。

皆様のご意見がそういう形で集約されれば、これはやっぱり次回以降に……。

◎土井委員 それについても、ただし先ほどのご答弁あったように、もしかすると次の委員会に出た場合に、いわば非常に不明確なまま議会に提案されてしまうという形になってしまいますが、ということになりますと、我々自体が後出し提言しても仕方がない形になってしまいますが、どういうことなんでしょうか。

◎室井委員長 もちろんできる限り努力はするわけですが、時間的にできないものはできないということにならざるを得ないと思うんですが、今ここでどういう形でできるかを考えてみるとどういう形がありますかね。

◎木村委員 ちょっとごめんなさい。条例を議会にかける時期というのは決まっているんですか。

◎松永委員 まだ決まっていないです。ただし、かけるかかけないかについて、一定の判断を下す時期に来ているのではないかなと思っていますけれどもね。その場合、12月議会に出す場合はもうそろそろ一定の判断を示さなければならないと、それは最終的には市長が決定することでありまして……。

◎木村委員 予算に大きくかかわるものがあるとしたら、12月議会には何がなんでもかけなきゃいけないということになりますよね。

◎松永委員 そうですね。ただ今回のこのまちづくり条例策定委員会の委員の答申がどういう内容かちょっと僕自体もわかりませんが、少なくとも予算で必要なもの、現実に必要なものはさっき吉岡委員が言ったように、そういう一定の時期とタイミングとあるんですが、その辺は実際に例えば条例がいつ施行されるか、またはその中の例えば各委員か何かの設置がもしあ

るとすれば、その設置の意識もそれぞれ中身を見てみなきゃまるっきりわかりません。条例だって2年後に執行するとかね。それは当然あるわけですし、施行までの準備もありますし、それで施行規則もつくらなきゃならない、要綱をつくらなきゃいけない、事務局体制もつくらなきゃいけないというようなことがあると、実務的にそこまで行くのかどうか、ですから、それはそうなると予算は当然、執行は来年4月ですので、それに全くわかりませんよ。そういうのを見てみないとちょっとわからない。今現在ちょっと把握していないんで、申しわけないんですけど。

◎吉岡委員　そういう時期の問題も確かにあるでしょうけど、今回、一つの事例に対しまして、AとBという二つの意見があったりして、きょうはAという意見しかないわけですよ。そういう中で、Bという意見がどのような根拠をもって、考え方をあってそのような対応をしたかという意見を全然私ども知る由もないわけですので、今日の場合はですね。

ですから、そういう状況の中で、一定の議論があったとしても、それで推進会議として結論を出して、それを提言に上げていくというのは非常に危険だと思いますね。そういう意味では、先ほど大賀さんのご意見もありますけど、それをまたやると、ある面ではまた膨大な時間かかる部分ありますから、私は今回の問題をとらえてきょう協議をして結論を出すというのは非常に危険だなと思います。

◎水谷委員　例えば、今回この市民参加のあり方が適正であったかどうか判断できない状況なので、12月の議会にかけることはやめてほしいというのを、この推進会議として緊急提言するとか、そういうことはできないのでしょうか。

◎吉岡委員　そんなのは権限外だと思います。

◎水谷委員　そういうのはできない……。

◎土井委員　ちょっと待ってください。それはおかしいですよ。それはおかしいです。逆に、それじゃ、市民参加の条例そのものを無視する形をつくっても、それはもう権限外ですという形でもよろしいわけですね。

◎吉岡委員　そういうことじゃない。

◎土井委員　今の吉岡さんのお話は、まさにそのとおりでありましてね、そのような形でおっしゃられたら、我々の委員会というのは一体何なのでしょう。

◎吉岡委員　部局の方は市民参加を十分図ったという前提で、物事を進めていくものですよね。

◎水谷委員　それは部局の判断です。

◎土井委員　それは判断じゃないですか。部局だけの判断でしょう。

◎大賀委員　その判断が正しいかどうかを我々が推進会議として検証するというのが推進会議の役割として規定されているんじゃないんですか。全部その部局がやるのが正しいのであれば、推進会議の……。

◎土井委員　要らないです。

◎大賀委員　位置はなくなっちゃうじゃないですか。立場はなくなりますよ、私たちは。

◎松永委員 先ほど、時間との関係で特にいつ議会に出すかということのを当然、市長の権限ですよね。ですからその時期もあるんですが、この委員会の関係とその委員会の開催時期の関係がそれがきちんと今現在わからないわけでしょう。今市長がいつ出すか。ですからそれに間に合えばいいんだけど、間に合わない場合もあるわけですね。それともう一つ、さっき言った場合に、なぜこういう例えば仮にですよ、パブリックコメントをかけて、ここに書かれたように意見がかなり違ってくるということは事実としては判断はいろいろあるかもしれない。そうしたら、それはその方がそういう判断した部分についてこちらでも聞かなきゃいけない、ありますね。判断できないですから、そういうふうにさっき私は大賀さんが言われたことも必要なんではないですかと、こう言っているのです。それとあと時期の関係についてね、どう整合させるかというのはきついと、そうなると、それは確かに言われたようにそういう権限を市長に提言する人も実際にだって一方の例えば、市側がどうしてこう判断したのかというね、パブリックコメントをかけていながらこう判断したのかということをごちらでも把握しないと、委員会としてはきついんじゃないですか。そういうことがありますね。

◎水谷委員 それを把握できない今状況ですので……。

◎松永委員 ですから、それはいいんです。よろしいですか。それはいいんです。だから把握できないなら把握できないという制約の中で一定の判断をする必要があるのですね。

◎水谷委員 一定の判断とおっしゃいますと……。

◎松永委員 だから今言われたように、例えば、このことについて上程すべきじゃないという意見がもしあるとしても、それはそれでこういう条件の中でそういう判断をしたと、一方の片一方の意見を聞いただけで判断するということになりますから、そういうことで、きちんとした前提条件なり、きちんとした正確性のもとでもって、提言をして、それで全員一致すればいいですけど、そうじゃなくて、これだけでもって判断するのはそれはちょっとこちらも一方的な考えになりかねないかと、そういうことは私個人では思っていますよということ。

◎土井委員 これは皆さん実はパブリックコメントお読みじゃなかったんですか。パブリックコメントに出た条例案をお読みじゃなかったんですか。

◎松永委員 私は見てませんから。

◎土井委員 いや、見てませんからって、結局皆さんそのパブリックコメントを出したら、当然皆さん市民が見るという前提で皆さん出してますよね。特に市の方お読みになっているでしょうに。

◎松永委員 ちょっと待ってください。このまちづくり条例のことですか。

◎土井委員 そうです。

◎松永委員 例えば、私、総務の担当なんですけど、建設じゃないんです。ですから、とてもそんなの見る暇がない。今自分のことでいっぱいですから。

◎土井委員 ちょっと待ってください。それじゃ市民もああいうものを見ているのは、仕事以外の時間帯にパブリックコメントという形でどんどん出されたものを見ているはずなんです。

そういうものが市の方が時間外で見られないというのは、これおかしな話ですね。私ちょっとそれ不思議な意見だと思いました。

◎松永委員 時間外で、それは私生活の部分も含めて……。

◎土井委員 そうですそうです。

◎松永委員 なるほど。ですから、これさっきも言ったように、同じようにいずれ市長の最終案として議会に上程する場合については、そのときにはこういう意見が出ますよね。こういうパブリックコメントをかけました。こういう意見が出ましたってね、策定委員会の意見も、それはそれだから出ますと……。だからさっき言ったように、今現在では、そういうことだという部分ですね、そういう意味です。

◎土井委員 いや、実はこれはインターネットでも見られるような形で出ておりましたし、これは当然皆さんあきらかに違うというのをごらんになっているはずなんですけれども、しかも市の方も明らかに違うということを出しながら、コメントのないコメントをつけていたはずで。これは私がここで一人で主張しているというよりも、現実にそのパブリックコメントに出されたものそのものがそういう形であったということで、申し上げているだけなんですよ。それを見なかったから知らない知らないと言われると、となると、それじゃああいうものも市民参加のために皆さんに見ていただくという形で作っているはずで。それを市の方も見ないという形というのは一体何だろうなと思っただけです。

◎松永委員 さっき言ったように、いずれ見るんですよ。

◎土井委員 いや、違うんですよ。いずれ見るんですよって、それは業務で見るわけでしょう。そうじゃないんです。これはパブリックコメントにかけられたということは、市がインターネットを通じてみんなが見られるように条例案二つを出しながら比較をさせながら出してきたんです。その中で明らかに違っているというのは、これはその条例案を見た方だったらおわかりのはずです。

それで、それを見てらっしゃらないということは、市民に対して見なさい見なさいと言っておきながら、市の方がごらんになってないということですよ。

◎伊委員 そこまで言ったらいろいろ問題があると思いますね。松永委員が見ていなかったというのは事実なんですよ。だけど、これは市のやることを全部見なきゃいけないとかいうのはキツイですよ。

◎土井委員 いや違います。今そういうふうなご意見をおっしゃられたんでね。私はこれから見るよということをおっしゃられたんで、あえて申し上げただけのことです。我々のこの会議というのは少なくとも市民参加という形でいかにそういうものに皆さんがアクセスしてもらえるかということも考えていかなきゃいけない。にもかかわらずみんなが見てないとなったら、これも一つのまた問題にはなってくるわけじゃないですか。

◎室井委員長 それは事実上難しいと思うんですよ。見ろという強制は……。

◎土井委員 強制はできませんよ。

◎室井委員長 できないし、私たちなんかは、もちろん市民ではありませんから、全然全く見てませんし、初めてきょう知ったということでもありますね。

しかし、時間もありますので進めたいと思うんですが、水谷委員が提言をされた内容についてもまだ情報が少ないというのは松永委員の主張ですよ。つまり提言、条例の提案をするなという提言そのものも一方的じゃないかということなんですよ。確かにこの件については、市の当局の責任者の方からは何の情報もないし、ここにきょう1枚これが出されたということ。たまたま土井委員が若干の状況をお知りになっていたのでもう伺えたということでもありますので、慎重にというご意見が吉岡委員や松永委員、大賀委員からも出ている。それは、つまりそういう方向で考えるとしますと、今の段階で何個も提言をするのはやっぱりできないということにならざるを得ません。よろしいでしょうか。

その上でどうするかというのは、また考えなくちゃいけないんですけども、時間がまさに押しているわけで、きょうはもうこれは中身には当然入れないと思います。

市の当局の方も呼んでいるということもございませんし、今さら準備をすることもできませんので、次回にするというしかないんですね。

◎土井委員 実は、このような、緊急の事態が起こったとき、これ以降どうするかという問題は非常に出てきていると思います。実は市民がいろいろ参加してつくり上げる条例というのは、これ一つに限らずいろいろなものがこれから出てくるはずですよ。こういうふうな形になってしまったら、一体何のための市民参加であるかということ自体が問われかねない状況になってきていると思います。

先ほども申し上げましたけども、我々多くの市民が延べ1,000時間以上、恐らくもっとかかっていると思います。そういう方たちが集まっていろいろ議論をしたにもかかわらず、そういうものがほとんど生かされないままつくられてしまうんでは、これは市民参加の精神そのものに違反するんじゃないかという気がするわけですよ。

◎室井委員長 残念ながら、それを検証する今、資料がないということなんです。

◎土井委員 そうなんです。資料がないけども、少なくとも……。

◎室井委員長 土井委員の意見はわかったんですけども……。

◎土井委員 いや違います。少なくとも多くの方たちは、パブリックコメントに出されて、違っているものは出ているなということはおわかりのはずですよ。あと一つは違っていなければ、逆にこれはわざわざ彼ら策定委員がこういうものをあえて出さざるを得なくなってしまう状況というのは当然おわかりだと思うんですけどね。

◎室井委員長 一定の推測はできます。確かに。ただし、その市側の意見、案をつくった方の意見も聞かないとできないということに進んでいるわけでもありますから、その限りでは慎重にというご意見が多かったわけでありまして、きょうはもう中身に入ることはできないと私は思います。

◎野瀬委員 いいですか。今のお話のとおりだとしますと、やっぱりこの会議の意味を問うよ

うな問題だと思っんですけども、時間もあるということであれば、例えば11月中とかあるいは早めにもう一度このことについての会議を開くとか、そういうことはできることでしょうか。

◎室井委員長 それは予算限度があるようでして、ちょっとお待ちください、その点につきましては、確認をしておきたかったんですが、何回というのは決まっていたんでしょうかね。

◎企画課長 17年度のこの委員会の予算上の会議は2回です。きょうの委員会も含めて。12月議会がございまして、今補正予算で1回要求をしておりますので、11月中に開くというのはちょっと今の状況では予算がないというところがございます。

◎室井委員長 ということは、その12月の議会に提案をして、それが認められれば今年度も1回の開催が可能という状況でございますね。ということなんで……。

◎土井委員 すみません、実はここに書いてあります。まちづくりの条例の策定委員会、これは無償でみんな参加して、あえてやったことがあります。予算がないということをもって、実はこういうふうな参加に対してのいろんな問題点を討議しないのでは我々自体存在価値は一体どうなんでしょうか。

◎室井委員長 それはまた違う問題だと思いますね。無償でやるというのはボランティアの精神なんです。

◎土井委員 ちょっと待ってください、ボランティアの精神ですけども、これはあくまで時間的に間に合わないからということで、彼らもあえてそちらの道を選ばざるを得なかった。それをあえてして議論をしているわけです。

◎室井委員長 それはわかりませんが、まだその土井委員の話しか聞いていませんので、土井委員はたまたまそのことをご存じかもしれないですけど、私は初めてきょう聞くので、それが事実かどうかはわかりませんが、これはコメントしようがないんですね。幾らそういうふうに強調されても。ここでは、今言われたように無償でやれと言われても、それはボランティアの人たちだけでやられるのは構いませんけれども、組織として制度としてやるということではできないのではないかと私は思います。

◎木村委員 いいですか。もしそういうことであれば、先ほど水谷委員が言った話というのは、かなり現実的な話として考える必要があると思うんですが、ただ、その12月議会で決まるというふうなことになっちゃったら、間抜けですよ。実に。

だから、要するにそういうことは担保としてあれば、大分話の進め方は変わってくると思うんですね。

◎室井委員長 それはおっしゃるとおりなんですけども、一方で議会は住民の代表も出ていますからね。だから住民の方の代表者が出ていますから、そちらの方で修正というのは十分当然のこととして議会の権限としてあり得るわけでありますから、ここでこの会議としては間抜けなことをやっちゃったなということになるかもしれません。それは時間的にこんなところへ出されても、大体これすぐ取り上げること自体が異例なことだと私は思いますよ。あらかじめこれは諮ってこれは取り上げるかどうかさえ決めなきゃいけないのに、きょうはたまたま

皆様が取り上げると言われたので言及いたしましたけれども、その限りでは精いっぱいこの会議としてはやっていると思っております。結果としてその時期を失ってしまったということであれば、それはやむを得ないという形になりますね。

◎土井委員 おっしゃるとおりですと、これの実は11月4日に出てきているということで、非常に緊急性、緊急性のあるものというのは、時期を逸しても仕方がないという判断でいらっしやいますね。

◎室井委員長 緊急性のあるものだから、時期を失してもしょうがないと言っているんじゃないくて、制度上できないものはできないということでありまして、だから申し上げていますがけれども、市民参加、住民参加というのは議員さんもその一つなんですから、そちらの方の働きかけをこの人たちはすべきということもあると思うんですよ。こちらの会議に出されるのは構わないですけども、会議に出されてこれをどうしても取り上げなきゃいけないという義務もないと思うんですね。そのような規定はこの中にはないし、私たちの理解としてもないと思いますね。そういうことですと、これは切りがありませんから。

◎木村委員 そうすると、答申等が尊重されていないのではないかとというふうに、この場で判断する場合とか、判断することの意味とかというのはどういうところにありますか。

◎室井委員長 もちろん答申する意味はあるんですが、そういうようなことでやるとすれば、この会議の位置づけを変える必要が、位置づけというか、運営をもっと変えなきゃいけないと思うんです。そんな常時開催するとか、もっとたくさん開催が可能であるとか、そういうのでないとそういうものには対応できないと思うんですよ。年2回でそんなタイムリーなことに一々応ずるとするのはほぼ不可能だと私はもともとと思います。

ですから、これは条例上はその条例、適正な運用状況を審議するとありますけれども、それほど頻繁に開いてということでないということでありまして、そのタイムリー的なものを常に扱うというのはもともと予定してないとか、できないんじゃないかと思っておりますけどもね。

◎森田委員 そもそもこの委員会自体が持たれるというところでも、そもそもイメージの持ち方が余りにもバラバラ過ぎると思うんですよね。行政の側から、それから一般公募で参加している。私も大体の最初お声をおかけいただいたときに、大体年間どのぐらいの回数でするんですかと質問させていただいて、その回数を伺って大体のイメージをつけて参加しているんですけども、これ、前にもその一つのあったんですよね。大賀さんとかも参加された。そのまた第2回目ということであるんですよね。それでしたら、またこの市民参加推進会議というのは今後ももっと持たれていくわけですか。そしたら、そのときには、せめてもう少し開催を多くしていただきたいから予算要求をしてほしいと、そちらの方につなげていく今回のこの場にした方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

◎室井委員長 それはその可能性はありますね。

これは私の理解では、年2回というのが前提とすればですが、これはやっぱり大きな問題ですね。この条例のどこかを変えるべきだとか、そういうような形で運営していくというのは通

常の理解だと思っております。なので、このようなタイムリーなものをその都度取り上げるといのはあんまり予定されていないんじゃないかなという気がするんですね。

◎土井委員 でもね、19条をそういうふうを読むんですか。

◎室井委員長 2回ということ的前提とすればですよ。年に2回という。

◎土井委員 だけど、やはりそれはまずいと思いますよ。実際になし崩しにされた場合、条例を変えればいいと、それだけの話なんですか。

◎室井委員長 私としては制度を提言するというようなことを念頭に年2回ということであれば持っていたりしたんですが、もちろんそれ以外のことをやっちゃいけないということじゃないんですけども、事実上は2回では難しいんじゃないかなと思います。

◎土井委員 ただ、これ19条で読んで、制度をどうのこうのする議論というのは出てくるんでしょうか、ここから。「この条例の適正な運用状況を審議するため」なんですけども。

◎室井委員長 それも含めてなんですけど、2回ということを見ると……。

◎大賀委員 それを2回というのは、いや私先ほどちょっとお話ありましたけども、この条例自体の策定委員会に参加して、2年半ほどどういう条例がある、望ましいのかという議論をして、もちろん最終的には市が案を出して、議会で現行の案が、条例ができていますけれども、この条例のその策定委員会でのレベルでの議論は、そんな年2回なんていう前提での話は全然なかったわけですよ。今おっしゃっているその19条とか20条のその推進会議の持ち方に関してね。だからこそ推進会議という名前がいいんじゃないかということに落ちついているわけですから、もし年2回というイメージになってしまった原因というのは何なのかというふうに考えれば、それは市の方がその程度やっていたら結構ですというような、その条例の運用を市の側がその決めてきたというだけにすぎないわけですよ。

だから、私たちこの推進会議のこの立場としては、そういう市の側の推進会議のその位置づけ自体が正しいのかも含めて、検証する場として議論するべきであって、今、委員長がおっしゃっているように2回ということが決まっているんだから、この場の性格は変えようがないんだというような議論には私はくみしない。

◎室井委員長 そのようにおっしゃられても、できないんじゃないかと申し上げているわけですし、なおかつその委員の就任の条件ということで、皆さんもそれを了解されているんじゃないかと思うんですよ。

(発言する者あり)

◎室井委員長 そうですか2回というのは聞いてらっしゃらない……。

◎大賀委員 聞いてない。

◎土井委員 聞いてないですよ、そんなには。

◎室井委員長 私は聞いております。

◎大賀委員 それは恐らく公募で選んだ委員と、それから委嘱されてとか打診されて、打診という言い方おかしいかもしれませんが。

◎木村委員 ただ、委員長、少なくとも、前文にも「市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには」というような表現も使いながら、わざわざそれだけの意味があるというふうに構えているんだろうと思うんですね。私、大分前に申し上げましたけども、加えて、市民の意向調査であるとか、提言制度であるとか、市民投票であるとか、活動拠点の設置であるとかというようなものがこれが割に少なくとも一切議論できる時間をないままここまで来ているわけですし、そういう意味で言うと、年に2回というようなことで、何ができるのかなというふうに委員長おっしゃられたように考えれば、もう極めて限りがある話であるわけですから、じゃあこの条例は一体何のためにあるんだというふうに我々自身がこの条例に基づく委員をしながら問わなきゃいけないというような事態にもう既になりつつあると思うんですよね。

◎室井委員長 ですから、それをまさに変えていくというのを提言することが求められていると私は思います。今、迅速かつというのは、推進会議だけのことじゃなくて、4章だとか、6章だとか、こういったことも踏まえての話だと思うんですね。

◎松永委員 よろしいですか。今言われている市報こがねいでも2回予定ということで、条件をつけて募集しています。

◎室井委員長 そもそも募集の段階でですね。

◎松永委員 委嘱期間、任期、委嘱から2年間、今年度2回と、こういう形で募集していたんです。

◎室井委員長 ということは、一応そういう精神ということで、条例ができたときはどういう趣旨かわかりませんが……。

◎木村委員 いや、ただ今年度ということですね。今年度ですね。

◎松永委員 任期が2年間ですね。今年度は2回。

◎木村委員 今年度ですね。

◎松永委員 2回。

◎野瀬委員 いいですか、でもそれは私の理解では、市側の都合というか、条例の中にはやっぱり条例の精神があると思うんですけれども、それはそちらのことを優先してそうだと理解していいのかと思うんですけどね。

◎松永委員 こちらはいろいろ今公募委員を募集していますね。各種審議会、こちらは学識経験の方とか、いろいろな識見を有する者とかまた大学の先生とか弁護士さんとかね、各業界団体。必ず普通は条件をつけるわけです。それぞれ年何回開催とか、あとどういうことが議題になるかとか、あと論文が条件だとか、それでまさに今回は2回ということで、条件として、それを前提として公募をかけたということなんです。

◎野瀬委員 ですけど、このやっぱり市民参加のこの内容をこのやっぱりやっていく上では、やはり2回では無理ですので、そのこと自体がやっぱりどうかなというふうに思わざるを得ないと。

◎森田委員 ですから、そのことをこの推進会議の中で提言していけばいいんじゃないですか。

◎野瀬委員 そうですね。それはわかります。

◎室井委員長 これについては、今のところできないという形で理解してよろしいですか。

◎土井委員 おかしいんじゃないですか、それは。

◎室井委員長 さっきも言いましたように、今この会議、きょうですよ。きょうの段階ではもうこれ以上はそのことはできないんじゃないかということですね。それでよろしいですか。

(異議なし)

◎室井委員長 それでは、時間の方がもう15分ぐらいしかないのですけれども、まだ案件はもちろんたくさん残っているわけですが、時間の関係で新しい議題にはきょうはちょっと無理ですね、これでは。なので、次回の日程と次回の審議事項ということになりますね。

予算が通ればもう一回ということになりますね。

◎松永委員 予算もこれから認められるかどうかがありますので、それを見てみないとなんとも言えないと……。

◎室井委員長 じゃあ、暫定的な日程ということになりますね。

◎大賀委員 すみません、予算というのは補正予算のことですか。

◎松永委員 そうです。

◎大賀委員 来年度の予算じゃなくて……。

◎松永委員 ですから、皆さんが必要だという判断で……。

◎大賀委員 それは12月の議会で……。

◎松永委員 いやいやもう1回ということとは。

◎大賀委員 いやいや議会で……。予算が通る通らないというのは12月の議会で補正予算が通るか通らないかという。

◎松永委員 そうです。だから補正予算が出てくると。

◎大賀委員 補正予算ね。

◎室井委員長 そうすると、その1月か2月ですか。

◎松永委員 1月か2月……。

◎室井委員長 そうしますと、なるべく早い方がいいということなので、12月に決まることは決まるわけですね。ということは、1月ならいつでもいいと……。

そうしますと、1月17、18のあたりは18はだめですけど17は。

◎尹委員 17なら大丈夫です。

◎室井委員長 どうでしょうか、先生。

◎尹委員 大丈夫です。

◎室井委員長 大丈夫ですか。

大丈夫ですか、よろしいですか。

17日の時間はいかがでしょうか。

6時でよろしいですか。じゃあ6時、18時からということで。

それで、これは予算が通ればということですが、この件を優先したいというご意向だと思いますので、これを進めていくためには、ここに今度市側の人に来ていただくということを伝えていただいて、資料等の用意をしていただいて、その検討をするということが第1の議題、それでよろしいでしょうか。

◎土井委員 それは同時にこれを出した策定委員の方たちにもどなたか代表が来ていただけるような形をとりたいと思いますけども。

◎室井委員長 それはここでじゃあ決めましょうか。

◎松永委員 これは有志なのでね。私はここに参加しない方の意見を聞いてみたいなど。あくまでもこれ有志ということですから。

◎土井委員 結構ですよ。ですから、参加した方も、ただ市側の方から非常に市の立場で市のOBの方もいらっしやいましたら、別にそういう方たち、皆さん含めてお聞きになったらよろしいんじゃないかと思います。

◎室井委員長 そうすると、これは全員の方を……。

◎土井委員 全員じゃなくて。

◎松永委員 来るか来ないか……。

◎大賀委員 要するに市側の方が1人と、策定委員の中で今回有志として出された方1人と、その以外の方1人ということでおっしゃるということでしょう。

◎松永委員 いや、答えられるならどなたでもいいんじゃないですか。

◎大賀委員 何人でもいいという意味ですか。

◎松永委員 余りに多いと圧力になりますから、ある程度絞った方が。その辺はまたお互いに話し合っていければと。

◎大賀委員 こちらはだけど来てほしいと言うんだから、どの方とどの方とどの方に1人とか、2人とか。全員でもいいですよ、言わなきゃならないでしょう。

◎室井委員長 じゃあ3人でいきましょう。有志の方からお1人、それからそれ以外の中の方からお1人。そういうことは事務局でやっていただけるのですよね。

◎企画課長 一応、規則改定しておりまして、推進会議は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるというものなので、委員長名で出席要請の通知を出したいと思います。

ただし、作るときにも申し上げたんですけれども、いらっしやった方につきましては、日当とかいったものはございませんので、無償で来ていただくことになります。

◎室井委員長 お気の毒に。

◎木村委員 いいですか。できれば、そのインターネットでさっきの土井委員おっしゃられたように、インターネット大体見られる状態になっていますけど、見てきた方がいいとは思うんですね。

◎土井委員 どういうものをやったかですね。

- ◎大賀委員 もう消えてるんですか。私はもう見たんですけども。
- ◎木村委員 事前に資料を送れるようにだけは……。
- ◎土井委員 公民館その他で置いてましたから、あるはずですね。
- ◎尹委員 何ページぐらいのものなんですか。
- ◎土井委員 すごいですよ。
- ◎企画課長 多分ホームページ上にまだ残っていると思いますけども、それにつきまして、ホームページにないようでしたら、パブリックコメントをかけたものも一式を用意させていただきますので、それでよろしくお願いします。そのかわり後日資料は送ることになりますので…  
…。
- ◎室井委員長 じゃあそういうふうに資料をお送りいただいて、お勉強をしていただいて……。よろしいでしょうか。
- ちょっと早いですが、ではきょうはこれで終わりです。
- ご苦労さまでした。

(午後 8 時 2 1 分閉会)

(案)

平成 年 月 日

小金井市長  
稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議  
委員長 室井敬司

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言について

小金井市市民参加条例第20条第1項の規定に基づき下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

記

(1) 附属機関等の委員に議員が就任することについて

(別紙)

(1) 附属機関等の委員に議員が就任することについて

市民参加条例第8条に規定する附属機関等の委員構成中、市議会議員が委員となっている附属機関等は、①消防団運営審議会(3人)、②交通安全推進協議会(1人)、③国民健康保険運営協議会(4人)、④民生委員推せん会(1人)、⑤市民健康づくり審議会(1人)、⑥青少年問題協議会(5人)、⑦都市計画審議会(9人)以上の7機関である。

そのうち、上位の法令で委員構成が定められているものは、③国民健康保険運営協議会、④民生委員推せん会、⑥青少年問題協議会及び⑦都市計画審議会の4機関であり、委員資格として③国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法施行令第3条で「公益を代表する委員」と規定し、④民生委員推せん会は、民生委員法第8条で「市町村の議会の議員」と規定し、⑥青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第3条で「地方公共団体の議会の議員」と規定し、⑦都市計画審議会は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条で「市町村の議会の議員」と規定している。

残る①消防団運営審議会、②交通安全推進協議会及び⑤市民健康づくり審議会の3機関は、本市の条例に設置の根拠を有し、委員資格として、①消防団運営審議会は、消防団運営審議会条例第3条で「小金井市議会議員」と規定し、②交通安全推進協議会は、交通安全推進協議会設置条例第6条で「学識経験者」と規定し、⑤市民健康づくり審議会は、市民健康づくり審議会条例第3条で「市議会議員」と規定している。

市民参加と協働という視点、議会と長という2元代表制と市長等の諮問、調査等のために設置する附属機関等の性格の関係などから市民参加条例第8条に規定する附属機関等の委員に議員は極力就任しないことが望ましいという考え方のもと、都市計画審議会について、現行の委員構成は、「学識経験のある者6人以内」、「小金井市議会の議員9人以内」、「関係行政機関の職員4人以内」となっているが、学識経験者及び市議会議員の委員数を見直し、「学識経験のある者5人以内」、「小金井市議会の議員5人以内」とし、減員分は公募市民枠(5人以内)へ変更し、市議会議員の委員数を減員すること。また、国民健康保険運営協議会の公益を代表する委員として市議会議員4人が就任しているが、これも減員し、学識経験者を中心にした公益代表委員を増やしていくこと。なお、他の5機関については、現状どおりとする。

平成17年11月8日

市民参加推進会議における審議事項

(3月17日)

- 1 公募委員の選任方法等について
- 2 議員が附属機関等の委員に就任することについて→7月5日終了
- 3 市民参加条例第4章から第8章までについて
- 4 委員の兼任と任期及び充て職について

(7月5日)

- 5 パブリックコメントの在り方について
- 6 審議会等における資料の取扱いについて
- 7 附属機関等の設置について
- 8 子ども団体からの委員の就任について

小金井市まちづくり条例(案)のパブリックコメント実施に関しての  
小金井市まちづくり条例策定委員会委員有志の見解

本年3月31日にお渡しした小金井市まちづくり条例策定委員会の答申を受けて、市内部で作業・検討を行い、9月6日から10月6日にかけてパブリックコメントが実施されました。ところで、小金井市まちづくり条例(案)(以下、市案と略す)については、小金井市まちづくり条例策定委員会の答申案(以下、答申案と略す)とは、大きく内容が変更され、多くの策定委員会メンバーの想いとはかけ離れたものとなっています。

もとより、答申案は完全なものではなく、市内部における実務的な検討を踏まえて、その内容の精緻化や条文の不整合について修正が行われることを期待しておりました。

しかし、目的の記述から始め修正・変更された条文は、策定委員会の長期間に渡る議論を踏まえたものとなっておらず、また、その修正内容・理由について事前の説明がありませんでした。パブリックコメントの行われた市案の内容について策定委員一同驚くだけでなく、遺憾に感じております。市民参加条例に規定されている市民参加の進め方に則っていないだけでなく、小金井市都市計画マスタープランに示されたまちづくり指針もないがしろにされているのではないのでしょうか。

策定委員会のメンバーは小委員会という規定外の検討の場を設け、無償で長時間にわたる審議を行って参りました。このような大幅な条文の修正を行うのであれば、答申案を出した策定委員会委員を招集いただき、パブリックコメントの結果も踏まえ、まちづくり条例の内容について審議する委員会を開催することが必要と考えます。

幸い、仄聞するところでは、環境基本計画の策定にあたっては、パブリックコメントに対する対応を、環境基本計画の審議を行ってきた委員会で検討し、その審議結果を踏まえ、環境基本計画の最終的な内容を決定したとのこと、過去に同様の事例があることから、パブリックコメントの結果も踏まえ、まちづくり条例策定委員会を開催することは十分に可能と考えられます。

小金井市におかれてはパブリックコメントの取りまとめとその対応を決定するにあたって、策定委員会を再度招集し、小金井市まちづくり条例について審議を行うよう、ここに見解を表明する次第です。

各位の格段のご理解とご指導を賜りますよう、あわせてお願い申し上げます。

2005(平成17)年11月4日

小金井市まちづくり条例(案)策定委員会委員

東康七 大堀昇士 小谷俊哉 杉本早苗 永瀬克己 原田忠和